

四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）とあるのは「投資信託法第八十八条第一項の規定により規約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めたとき、又は投資信託法第八十七条第三項」と、「その日」とあるのは「その時期又はその日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第八項中「親会社（商法第二百十一条ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質投資主名簿の名義書換事務受託者等）

第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者を置かなければならない。

2 投資法人は、実質投資主名簿を前項の名義書換事務受託者の営業所に備え置くことができる。

（実質投資主名簿の投資口の口数を超える保管振替機関名義投資口に関する取扱い）

第三十九条の四 投資信託法に規定する投資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資口を有する投資主の権利の行使についての規定の適用及び投資主総会の決議については、実質投資主名簿に記載され、又は記録された投資口の合計口数を超える保管振替機関名義投資口の口数は、発行済投資口の総口数に算入しない。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の五 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「優先出資の分割、協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「新株引受権証書」とあるのは「優

先出資引受権証書」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書及び優先出資の発行価額の全額」と、「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項及び優先出資法第十六条第五項において準用する商法第二百十九条第一項」と、同条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは「第二十一条の規定による優先出資引受権」と、第三十二条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三

項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証書について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出してする申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは「第二十条の規定による優先出資引受権」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質優先出資者名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い）

第三十九条の六 第三十九条の四の規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「百分の一、百分の三又は十分の一」とあるのは、「百分の三」と読み替えるものとする。

（特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の七 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第二号を除く。）、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定

社債券及び新優先出資の発行価額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第二項中「商法第二百六十三条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第三項又は旧資産流動化法第七十条第三項」と、第三十一条第一項第三号中「商法第二百九十三条ノ五第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二条第一項又は旧資産流動化法第二百二条第一項」と、同条第二項中「第二十條若しくは第二十一條の規定による転換の請求又は第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十一條の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三

項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「申出（預託を受けている新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の発行価額の全額を提出してする申出）」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、

同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱い）

第三十九条の八 第三十九条の四の規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「及び投資主総会の決議」とあるのは、「並びに社員総会の決議及び優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の九 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二条第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の十 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第

三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二条第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十二条中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改める。

第四十三条第二号中「第三十一条第一項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）」を「第三十一条第一項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項）に、「第三十九条第二項、第四項及び第八項」を「第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十九条第二項から第八項まで」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十九条第五項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで）」を「第三十一条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に改め、「実質権利者」を削る。

第四十八条第五号から第七号までの規定中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改め、同条第八号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第

一項」に改め、同条第九号中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に、「この号」を「以下この号」に改める。

第四十九条中「資産の流動化に関する法律」を「資産流動化法」に、「投資信託及び投資法人に関する法律」を「投資信託法」に、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」を「優先出資法」に改め、同条第一号中「又は第六項（これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第六項（第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に改め、「実質権利者名簿」を削り、同条第二号中「第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十二条第二項（第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に、「第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十二条第五項（第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十二条第五項（第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に改め、同条第三号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一

項」に、「第三十九条第六項」を「第三十九条の二」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十九条の三第一項の規定に違反したとき。

（社債等登録法の廃止）

第三条 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）は、廃止する。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第四条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「商工債券」の下に「（第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ）」を加える。

第二十八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 振替業ヲ為スコト

第二十八条第六項を次のように改める。

第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号ニ掲グル短期社債

二 第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項二掲グル短期債券

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項二掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項二掲グル特定短期社債（特定目

的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）

附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項二掲グル

特定短期社債（第二十八条ノ六第二項ニ於テ「旧特定短期社債」ト謂フ）ヲ含ム）

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項二掲グル短期農林債券

第二十八条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第六号ノ二ノ「振替業」トハ社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第

四項二掲グル口座管理機関トシテ行フ振替業ヲ謂フ

第二十八条ノ六第二項中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「掲グル特定短期社債」の下に「（旧

特定短期社債ヲ含ム」を加える。

第三十一条中「商工債券」の下に「(第三十三条ノ二ニ規定スル短期商工債券ヲ除ク第三十三条及第三十四条ニ於テ同ジ)」を加える。

第三十二条第一項中「券面金額五十円以上トシ」及び「利札附」を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債券(次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債券ヲ謂フ)ヲ発行スルコトヲ得

一 契約ニ依リ商工債券ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

二 各商工債券ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

三 元本ノ償還ニ付商工債券ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未滿ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

四 利息支払ノ期限ニ付前号ノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

(信用金庫法の一部改正)

第五条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項第二号中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第五十三条第五項中「第三項に」を「前二項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

ハ 第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

第五十三条第五項第二号の二中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「特定短期社債を」を「特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）を」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業を

いう。

第五十四条第四項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第五十四条第十三項中「第三項」を「前二項」に、「次条第四項」を「前項及び次条第四項」に改める。

第五十四条の二第一項中「債券」の下に「（第五十四条の三の二に規定する短期債券を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

（全国連合会の短期債券の発行）

第五十四条の三の二 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する債券（次項及び第三項において

「短期債券」という。）を発行することができる。

一 契約により債券の総額が引き受けられるものであること。

二 各債券の券面金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

2 短期債券については、全国連合会の発行する債券の原簿を作成することを要しない。

3 短期債券については、次条の規定は、適用しない。

第五十四条の十七第一項第三号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第六条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第十号中「農林債券」の下に「（第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券を除く。第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。）」を加える。

第五十四条第四項第二号中「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 振替業

第五十四条第六項中「第四項に」を「前二項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特

定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十

七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による

改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六

項に規定する特定短期社債を含む。）

へ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

第五十四条第六項第三号中「（平成十年法律第百五号）」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（短期農林債券の発行）

第六十二条の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債券（次項において「短期農林債券」という。）を発行することができる。

- 一 契約により農林債券の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各農林債券の金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、農林債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

2 短期農林債券については、農林債券原簿を作成することを要しない。

(信託業法の一部改正)

第七条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 社債等の振替に関する法律第二条第四項ノ口座管理機関トシテ行フ振替業

第七条中「国債」の下に「（其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依ル振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレルモノヲ含ム次条ニ於テ同ジ）」を加える。

第九条にただし書として次のように加える。

但シ信託財産トシテ所有スル社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項ニ規定スル振替社債等ニ付テ当該振替社債等ニ係ル当該信託会社ノ口座ガ弁済義務（同法第八十条第二項若ハ第八十一条第二項（此等ノ規定ヲ同法第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條及第百二十七條ニ於テ準用スル場合並ニ同法附則第十条、第二十

七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及第三十六条第一項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）又ハ第一百五条第二項、第一百六条第二項、第一百九条第三項若ハ第一百十条第三項（此等ノ規定ヲ同法附則第十九条（同法第四十八条ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ義務ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ）ヲ負フ同法第二条第五項ニ規定スル振替機関等又ハ当該振替機関等ノ下位機関（同法第二条第九項ニ規定スル下位機関ヲ謂フ）ニ依リ開設サレタルモノデアル場合ニ於テ当該振替機関等又ハ当該下位機関ノ弁済義務ノ不履行ニ因リ信託財産ニ生ジタル損失ヲ補填スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 信託会社ハ信託法第十七条ノ規定ニ拘ラズ信託財産ニ属スル債権ニシテ清算機関（証券取引法第二条第二十七項ニ規定スル証券取引清算機関又ハ金融先物取引法第二条第十三項ニ規定スル金融先物清算機関ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ヲ債務者トスルモノ（清算機関ガ債務引受（証券取引法第一百五十六条の三第一項第五号ニ規定スル有価証券債務引受業等又ハ金融先物取引法第三十七条第一項ニ規定

スル金融先物債務引受業等トシテ行フ債務引受ニ限ル以下本項ニ於テ同ジ）ニ因リ債務者トナリタル場合ニ限ル）ニ付テハ他ノ信託財産ニ属スル債務（清算機関ニ依ル債務引受ノ対価トシテ負担シタルモノニ限ル）ト相殺ヲ為スコトヲ得但シ信託行為ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ相殺ヲ為ス信託会社ハ当該相殺ニ因リ信託財産ニ損害ヲ生ゼシメタルトキハ其ノ損害ヲ填補スル責ニ任ズ

（証券取引法の一部改正）

第八条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

「第五章の二 証

第一節 証券

第二節 雑則

第五章の三 証

目次中「第五章の二 証券金融会社（第百五十六条の二―第百五十六条の十六）」を

券取引清算機関等

取引清算機関（第百五十六条の二―第百五十六条の二十）

に改める。

(第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二)

券金融会社(第百五十六条の二十三―第百五十六条の三十七)」

第二条第八項第二号中「外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ」の下に「(有価証券等清算取次ぎを除く。)」を加え、同項第三号の二中「取次ぎ」の下に「(有価証券等清算取次ぎを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の三 有価証券等清算取次ぎ

第二条第二十五項中「第百五十六条の三」を「第百五十六条の二十四」に改め、同条第二十四項の次に次の三項を加える。

この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)又は登録金融機関(第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の七第五項までにおいて同じ。)が証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算にお

いて行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該顧客が当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。
- 二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

この法律において「有価証券債務引受業」とは、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「証券会社等」という。）を相手方として、証券会社等が行う対象取引（有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引をいう。）に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

この法律において「証券取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

第十五条第一項中「（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する

外国証券会社をいう。以下同じ。）」を削り、「第五章の二」を「第五章の三」に改め、「（第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章（第六十五条の二を除く。）において同じ。）」を削る。

第二十三条の八第二項中「短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する短期社債等」を「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの」に、「同条第三項」を「同法第二条第二項」に改める。

第三十四条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

第三十四条第一項第三号及び第四十四条第三号中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の二十四第一項」に改める。

第六十五条第二項第三号中「から第三号まで、第五号」を「第二号、第五号」に、「同項第三号の二」を「同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二

に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、「第二条第一項第三号の二」に改め、同項に次の一号を加える。

八 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取

引 有価証券等清算取次ぎ

第六十五条の二第三項中「この条、第六十八条第三項、第八十条第二項、第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百六十一条第一項、第一百六十三条第二項、第一百六十八条第二項及び第三項、第一百六十九条、第一百九十四条の五第二項並びに第二百八条において」を削る。

第八十三条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第一百五十一条、第一百五十五条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第

百五十六条の二十六において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

第八十三条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第百五十一条又は第百五十五条第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七条中「売買等」の下に「若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託」を加える。

第一百七条に次の一項を加える。

前項の規定は、同項の会員等から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者が内閣府令で定める取引を行う場合には、適用しない。

第一百七条の四第一項中「及び第三項並びに第一百七条の六第一項」を「第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）」、第一百七条の六第一項（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項」に改める。

第一百七条の五第一項を次のように改める。

会員等が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員等、証券取引所又は証券取引清算機関（証券取引所の定款において定めたものに限る。）に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等、証券取引所又は証券取引清算機関は、その損害を与えた会員等の信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第百八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 取引証拠金に関する事項

第百八条の三第一項中「証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を「証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合に於ては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。第四項において同じ。）は、証券先物取引等」に改める。

第百三十条第一項中「売買等」の下に「（有価証券等清算取次ぎを除く。）」を加える。

第百五十二条第二項中「及び受託契約準則」を「受託契約準則及び第百五十六条の十九の承認を受け行う有価証券債務引受業に係る業務方法書」に改める。

第百五十六条の十六中「第百五十六条の二」を「第百五十六条の二十三」に改め、同条を第百五十六条の三十七とする。

第百五十六条の十五第一号中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六条の三十六とする。

第百五十六条の十四を第百五十六条の三十五とし、第百五十六条の十三を第百五十六条の三十四とする。

第百五十六條の十二第一項中「第百五十六條の八」を「第百五十六條の二十九」に改め、同条を第百五十六條の三十三とする。

第百五十六條の十一を第百五十六條の三十二とする。

第百五十六條の十第一項中「第百五十六條の四第二項第四号イ」を「第百五十六條の二十五第二項第四号イ」に改め、同条を第百五十六條の三十一とする。

第百五十六條の九を第百五十六條の三十とする。

第百五十六條の八中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の二十九とする。

第百五十六條の七第一項及び第二項中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条第三項第一号中「第百五十六條の三第二項第二号」を「第百五十六條の二十四第二項第二号」に改め、同条を第百五十六條の二十八とする。

第百五十六條の六中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の二十七とする。

第百五十六条の五中「第百五十六条の四第二項各号」を「第百五十六条の二十五第二項各号」に改め、同条を第百五十六条の二十六とする。

第百五十六条の四第二項第一号中「第百五十六条の二」を「第百五十六条の二十三」に改め、同項第三号中「第百五十六条の十一第一項」を「第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項」に改め、同項第四号口中「第百五十六条の十一第一項」を「第百五十六条の三十二第一項」に改め、同号ハ中「又は第百五十六条の十第三項」を「第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項、次条において準用する第百五十一条又は第百五十六条の三十一第三項」に改め、同条を第百五十六条の二十五とする。

第百五十六条の三を第百五十六条の二十四とし、第百五十六条の二を第百五十六条の二十三とする。第五章の二を第五章の三とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 証券取引清算機関等

第一節 証券取引清算機関

第百五十六條の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第百五十六條の三 前條の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 本店その他の營業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 有価証券債務引受業及び第百五十六條の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帶する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次條第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 有価証券債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、有価証券債務引受業に係

る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めたとときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六条第一項若しくは第百五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。